

## 管理職への任用状況等について(平成30年度)

### 1. 管理職への任用に関する状況(平成30年10月1日時点)

#### (1) 管理職員数及び割合

試験区分		I 種試験等		II 種試験等		III 種試験等		その他		合計	
		人数	うち女性	人数	うち女性	人数	うち女性	人数	うち女性	人数	うち女性
室長級	人数(人)	41	1	44	5	10	0	9	0	104	6
	割合	39.4%	2.4%	42.3%	11.4%	9.6%	0.0%	8.7%	0.0%	100%	5.8%
課長級	人数(人)	78	5	2	0	0	0	0	0	80	5
	割合	97.5%	6.4%	2.5%	0.0%	0.0%	—	0.0%	—	100%	6.3%

(注)1 「管理職(管理職員)」とは、本府省内部部局、外局の内部部局、内閣府地方創生推進事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、内閣府北方対策本部、内閣府子ども・子育て本部、内閣府総合海洋政策推進事務局、内閣府国際平和協力本部に属する官職であって、職制上の段階が「室長級」又は「課長級」の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。

2 「I 種職員等」とは、国家公務員採用 I 種試験、その他 I 種試験に準ずる試験をいう。

3 「II 種職員等」とは、国家公務員採用 II 種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他 II 種試験に準ずる試験をいう。

4 「III 種職員等」とは、国家公務員採用 III 種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他 III 種試験に準ずる試験をいう。

5 「その他」とは、選考採用などをいう。

6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。

7 割合については、小数第二位で四捨五入しているため、それぞれの合計の数字と合わないことがある。以下同じ。

#### (2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

	採用府省以外の府省 での勤務者数 (他府省への出向数)			採用府省以外の府省 からの勤務者数 (他府省からの出向数)		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
合計(人)	10	24	34	5	2	7

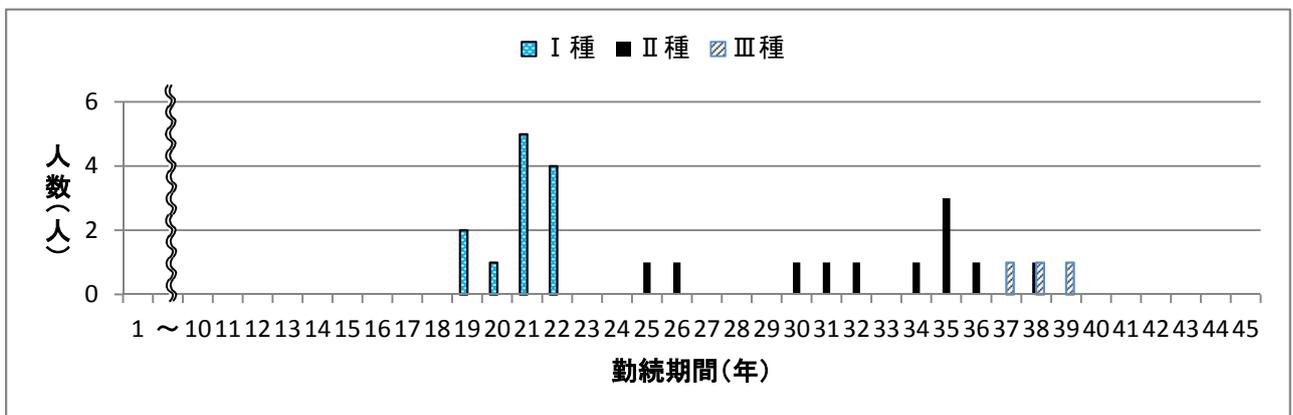
2. 本府省管理職に初めて任用された者についての状況(平成29年10月2日～平成30年10月1日)

(1) 本府省管理職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数

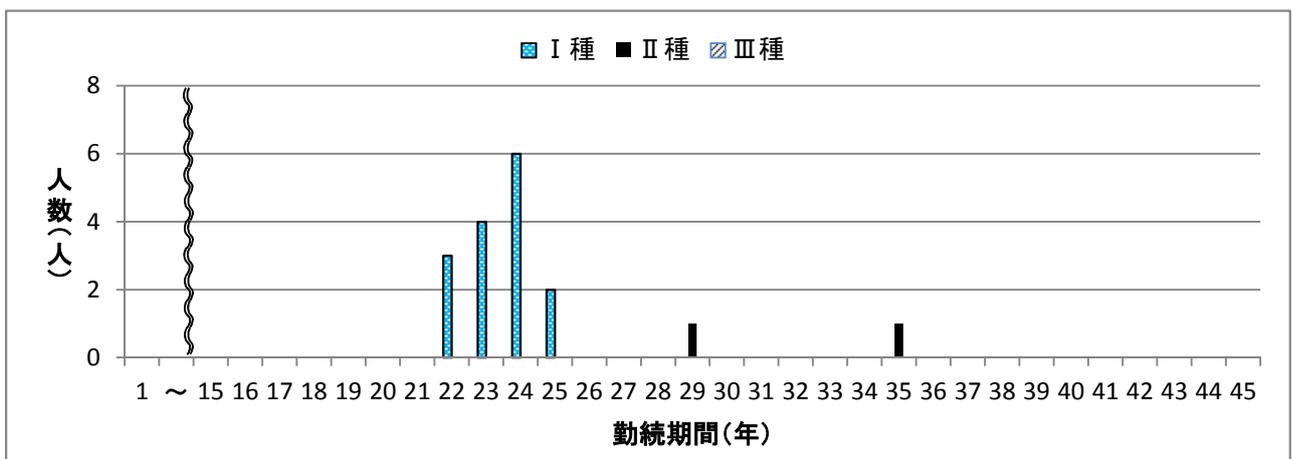
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		I種試験等		II種試験等		III種試験等		その他		合計	
		人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性
室長級	人数(人)	12	1	11	2	3	0	3	0	29	3
	割合	41.4%	8.3%	37.9%	18.2%	10.3%	0.0%	10.3%	0.0%	100%	10.3%
課長級	人数(人)	15	2	2	0	0	0	0	0	17	2
	割合	88.2%	13.3%	11.8%	0.0%	0.0%	—	0.0%	—	100%	11.8%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験  
(単位:人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	18	8	3
課長級	10	7	0

(注)「出向」には、他府省、在外公館、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. これまでの慣行にとられない人事運用を行った取組例(平成29年10月2日～平成30年10月1日)

該当なし

4. 採用(選考を含む)の状況(平成29年10月2日～平成30年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
259	152

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者					
	うち女性		うち公募手続を経て採用した者		
	(割合)		(割合)		うち女性 (割合)
146	93	63.7%	121	82.9%	73 60.3%

(注)「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・行政執行法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

・在外公館に配属された派遣員は優れた語学力を生かし、館内の一般的補助業務に従事している。当該官職は外務公務員法第十条の規程により選考採用されたものであるが、当該就こうとする官職についての適性を有すると予測し得る経験又は知識若しくは技能を有する者の中から選考する必要があった。

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
	うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
0	0	0	0	21	13	125	80

(5) 選考採用により管理職以上を採用した事例

該当なし